



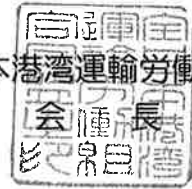
2020年11月18日
全国港湾 20発第27号
港運同盟発20-第41号

国土交通省 港湾局
局長 高田 昌行 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 柏木 公廣



全日本港湾運輸労働組合同盟
日吉 正博



港湾政策並びに港湾労働に係る申入れ書

貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。周知の通り、私ども港湾労働組合は港湾産業が、我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸問題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

記

1. 港湾運送事業基盤の安定に資する課題

(1) 認可料金制度に相当する法整備に向けた港湾に於ける適正料金収受に活用できる資料作成の回答を受けているが、その進捗状況と協議体制を提示すること。

2. 港湾政策に係る諸問題

- (1) 国際バルク戦略港湾政策による地方港での雇用・職域問題に加え、エネルギー政策の社会的転換など脱石炭の動向で、これまで国策により従事してきた港湾労働者の雇用と就労の確保のプランを提示すること。
- (2) RTGについては、港湾労使合意事項に基づき慎重に取り扱うこと。また、その他の自動化については、労使合意がない限り進めないこと。
- (3) IR に関して、「現在のところ、立地が選定されていない」としているが、港湾用地が選定されていないとする経緯を説明すること。

3. 港湾労働者の雇用と職域に係る問題

- (1) 港頭地域に隣接する地区での港湾運送事業行為によるダンプ防止や港湾倉庫内作業の港湾運送事業法適用を行い、港労法との整合性を図ること。尚、職域拡大を理由としない。同様な地域での公正さを保つ措置策を整備すること。
- (2) コンテナターミナルゲートに於ける作業は、港湾運送作業行為が望ましいとする貴省の見解や実態として受け渡し行為を以て、規制することの立証とし、発生するゲート作業を港湾運送事業者の職域として法的整備を行うこと。

4. 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 新型コロナウイルス感染予防に関し、港湾に於いて一般的対応では、事業自体が成り立たない状況になるため、PCR 検査及びワクチン等の実施環境を早急に整備すること。
- (2) 国民の生活を支える事業として必要不可欠である港湾運送事業は、コロナ禍の影響で物流貨物の減少による収入が急減している現状に鑑み、事業者にとって過大な負担になっている公租公課について、特例猶予及び減免措置を講じること。

5. 安全・安心の諸施策

- (1) フレキシブルバッグの使用やコンテナ情報の運転者への徹底がガイドラインとして運用されているが、荷主など港湾利用者の責任だけでは安全は担保できないため、タンクコンテナの推奨や港湾事業者による重量や品目などの情報伝達などの法整備を行うこと。
- (2) 港湾に於ける石綿被災について貴省として国の責任を認め、厚生労働省と連携のうえ、四者協議を早期開催し、港湾労働石綿被災補償制度を確立すること。
- (3) 近年、頻発する自然災害の影響で、港湾地区に甚大な被害を及ぼしていることから、自然災害時の復旧に際する港運事業者及び港湾労働者に対する救済措置制度を確立すること。

以 上